

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

<目的>

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び区民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1-1 実施体制

- ① 区は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を関係機関と共有した上で連携し、WHO、厚生労働省、J I H S、検疫所等、区内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備する。また、区内外の関係機関や専門家等との交流を深める等、ネットワークの形成や維持・向上に努める。

特に情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から区内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。【健康部】

- ② 区は、国から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じ関係機関に速やかに提供する。【健康部】
- ③ 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【健康部】
- ④ 区は、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。【総務部、健康部】

1-2 平時に行う情報収集・分析

区は、効率的に区内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、感

染症対策における意思決定及び実務上の判断を行う。情報収集・分析に当たっては、平時から区内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。【健康部】

1-3 訓練

区は都と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。【健康部】

第2節 初動期

＜目的＞

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

2-1 実施体制

- ① 区は、厚生労働省や統括庁及び都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト→ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務部と健康部の相互で情報共有し、必要に応じて区長に報告する。【総務部、健康部】（再掲：第1章第2節2-1-1 国からの情報収集）
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合は、区は、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。【健康部】
- ③ 区は、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【健康部】
- ④ 区は、区内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を都と共有する。【健康部】

2-2 リスク評価

2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 区は、国及びJ I H Sが実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【健康部】
- ② 区は、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が区民生活及び区民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。【総務部】

2-2-2 リスク評価体制の強化

区は、都と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行い、継続的にリスク評価を実施する。また、有事の際に、必要な情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。

さらに、情報収集・分析結果について、区民及び関係機関に分かりやすく、情報提供・共有する。【健康部】

2-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、都と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康部】

2-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

区は、新たな感染症が発生した場合は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民へ分かりやすく提供・共有する。

情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【総務部、健康部】

第3節 対応期

<目的>

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と区民生活及び区民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

3-1 実施体制

区は、区内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を都と共有するとともに、区民や医療機関等へ幅広く提供する。【健康部】

3-2 リスク評価

3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

① 区は、都やJ I H Sと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、区内での発生状況、臨床像に関する情報等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、国際機関、研究機関等の情報や、都等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【健康部】

② 区は、区内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を要請する場合に備え、区民生活及び区民経済に関する分析を強化し、感染症危機が区民生活及び区民経済等に及ぼす影響を把握する。【総務部】

3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

① 区は都と連携の上、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、区内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【健康部】

② 区は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【総務部、健康部】

3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し切り替える。【総務部、健康部】

3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

区は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、区民等に迅速に提供・共有する。【総務部、健康部】